

令和6年度見沼たんぼに適した農作物の実証栽培業務委託 仕様書（事業の概要）

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和6年度見沼たんぼに適した農作物の実証栽培業務委託

2 業務目的

「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」に基づき埼玉県が公有地化した見沼たんぼ内の農地について、農地として適正な維持管理を行う。

また、民間団体のノウハウを活かした見沼田圃の新たな特産品となる可能性のある農作物の実証栽培を行い、栽培技術の普及啓発により見沼地域の農業の振興を図る。

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 委託料の上限額

546千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 管理を委託する土地の所在

別紙4のとおり

6 委託業務の内容

- (1) 5の土地（別紙4のとおり。以下「事業地」という。）の適正な管理
農作物の栽培や刈払除草、定期的な巡視により事業地を農地（現況）として適正に維持管理するもの。（通路及びその他の付帯施設の維持管理業務を含む。）
- (2) 見沼たんぼに適した新たな特産品の栽培方法の実証
さいたま市または川口市の農業の有識者からの支援を得て見沼農業の振興に寄与する、見沼地域における新たな特産品の栽培方法の実証を行うもの。
- (3) 収穫物の取扱い
事業地で収穫された農作物は、福祉施設等に寄贈するほか、普及啓発活動の参加者等に配布する等非営利目的で使用するもの。

(4) その他全般的な事項

- ア 本事業の目的を十分理解した上で、業務の進行管理を行い、実施すること。
- イ 業務遂行に当たり支障が出ないように必要な人員を配置すること。
- ウ 関係する他団体や周辺地域との情報共有、連携の下に業務を進めること。
- エ 普及啓発活動等を実施する際は、参加者の安全確保に十分留意すること。
- オ 普及啓発活動等については、事業の効果の測定及び次年度事業の参考とするため、参加者アンケートを必ず実施すること。

7 状況報告

事業の実施状況について、四半期ごとに当該期間経過後14日以内（第4四半期は業務完了時）に県へ報告書を提出すること。

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、事業地において、委託事業以外の事業を行うことはできない。
- (2) 受託者は、普及啓発活動の実施にあたり、参加者から費用の徴収を行うことはできない。
- (3) 受託者は、埼玉県承諾を得ずに本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (6) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、埼玉県の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に埼玉県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (9) 本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告すること。
- (10) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁記録とも埼玉県に提出するものとする。
- (11) この契約により作成される成果物及びその他の著作権等の取扱いについては、埼玉県に無償で譲渡するものとする。ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合においてはこの限りではない。なお、作成した成果物の二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこととする。
- (12) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。

別紙4

令和6年度見沼たんぼに適した農作物の実証栽培業務

管理を委託する土地の所在

所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)	備 考
さいたま市緑区新宿	81	畑	1,076.02	
面 積 計			1,076.02	

なお、契約の際は軽微な変更がある場合がある。



個々の位置図は、eMAFF 農地ナビを利用しています。